

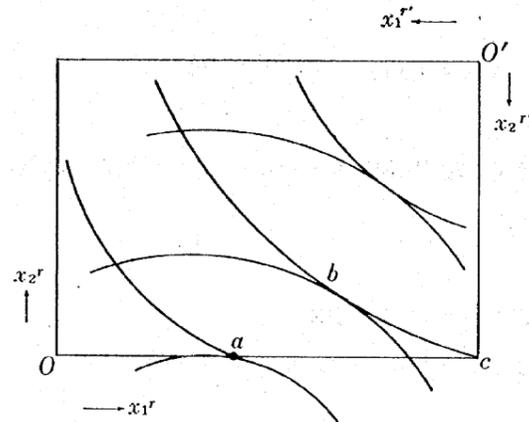
Title	パリ・ コミューンとその現代における歴史的意義 : パリ・ コミューン100年記念に想う
Sub Title	Paris Commune and its historical significance in our days : in memory of the anniversary of Paris Commune
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1971
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.64, No.6 (1971. 6) ,p.367(9)- 386(28)
JaLC DOI	10.14991/001.19710601-0009
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19710601-0009

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

定理の条件 $\text{Min } p^* \cdot X^r = p^* \cdot x^*$ が満たされない場合には、すべてのパレート最適が競争均衡点として実現されるとはかぎらなくなる。この点についてはアローに負う著名な反例がある。⁽¹²⁾

いま簡単な二個人二財の交換の事例を考え、第3図のようなボックス・ダイアグラムが描かれるとしよう。すると a 点は b 点などと同様パレート最適の点であるが、この場合 $p_i^* = 0$ とすれば、 O 点を原点とする消費者 r については $\text{Min } p^* \cdot X^r = 0$ 、また a 点では $p^* \cdot x^* = 0$ であるから、 $\text{Min } p^* \cdot X^r = p^* \cdot x^*$ となっている。この消費者にとっては、たしかに a は $\{x^r \in X^r, x^r R^r a\}$ の上で $p^* \cdot x^r$ を最小ならしめているが、他方 $\{x^r \in X^r | p^* \cdot x^r \leq p^* \cdot a\}$ の x^r については、 a より選好される点が ac 上にいくらかでも見出され、したがって a は競争均衡点となることができない。



第3図

5. 前節の議論の運びで重要なのは、これによって価格のシステムがたんなる制度以上のもの、経済に内在する固有なものであることが明らかにされている点である。ある厚生最適点をまったく「非資本主義的」に定義し、私有制度にもとづかない資源配分を構想するとしても、普遍的な価格の組がおのずから存在し、その下であたかも個別主体の効用最大化、利潤最大化の合成的結果であるかのごとくに、当該の最適編成を達成することができるのである。パレート最適の概念が多くの制約を含むにもかかわらず、なお上述の定理が重要性を失わないのは、このような理由にもとづくものである。

もちろん上の帰結は資産または所得の一括的再分配を要求するであろうから、当該の経済が本来的に私的な経済で上記の再分配を受容しない場合には、当初の最適を達成しえないことはいうまでもない。そのような分配の問題は、ここではとり扱わない外部性の問題などとともに、いわゆる「公共経済学」の課題であり、そこでは選好 (Preference) ばかりでなく価値 (Value) が対象とされねばならないであろう。

注(12) Arrow, "An Extension", pp. 527-528. 根岸隆, 前掲書 pp. 39-40. 参照。

パリ・コミュンとその現代における歴史的意義

—パリ・コミュン100年記念に想う—

飯田 鼎

1. はしがき
2. パリ・コミュンの歴史的背景
3. パリ・コミュンの本質
4. パリ・コミュンの歴史的意義

1

パリ・コミュンの歴史的意義が説かれて以来久しい。そしていま、1971年3月18日を迎えてこ

注(1) パリ・コミュン100年を迎えて、ヨーロッパの学界では、これを記念するいろいろな行事や業績の出版が行われている。古典的名著として知られるリサガレーの「コミュン史」(Lissagaray, L'histoire de la Commune de 1871, 1878, Bruxelles)も1966年には復刻版が出ており、最近、この邦訳が出たことは、コミュンの歴史に関心をもつものにとって、まことに有益である(喜安朗・長部重康訳「パリ・コミュン」(上下), 現代思潮社1968-69)。また最近における注目すべきコミュン研究としては、ルフェーブルの研究「コミュンの宣言」(Henri Lefebure, La Proclamation de la Commune (26 Mars 1871) 1965)がある。これも邦訳された(河野健二・柴田朝子訳「パリ・コミュン」上下, 岩波書店, 1967-68年)。マルクス主義の立場に立ち、分析的な興味深いコミュン観を展開している。ルフェーブルの見解についてはのちにふれるであろう。なおすでに翻訳されたものとしては、ジョルジュ・ブルジャン「パリ・コミュン」(クセジュ文庫, 1961年, 白水社, ジュール・ヴァレスの自伝的小説「パリ・コミュン」(1965年中央公論社)などが注目をひく。従来わが国におけるパリ・コミュンの研究は、必ずしも盛んとはいえないが、ただひとつ、大仏次郎「パリ燃ゆ」(1964年朝日新聞社)は必読の文献である。社会科学の研究というよりは文学書といった方が正しいが、世に残る傑作であると信ずる。筆者の叙述もルフェーブル、リサガレーの著書とともにこれに多くのものを負っている。また淡徳三郎「パリ・コミュン史」(1968年, 法政大学出版局)も、基本的には、リサガレーの上に立っているが、簡潔で興味深い。そのほか、最近筆者が入手したのものとしては、史料的なものとして F. de Delphe, (edition) Le Journal Officiel de la Commune de 1871, 1965, Paris. Les 31 séances officielles de la commune de Paris, 1970, Paris がある。そのほか、研究書は非常に多い。たとえば、A. Chaboseau, De Babeuf a la Commune. 1911 (reprint), 1970, Faucher, La Veritable Histoire de la Commune. 72 Jours qui ont à jamais ébranlé l'histoire du monde, 1969, (Tome 1: Paris la Rouge./Tome 2: Les Roses de mais). P. Lidsky, Les écrivains contre la Commune, 1970, B. Becker, Geschichte und Theorie der Pariser revolutionären Kommune des Jahres 1871, Neudruck (Leipzig, 1879). T. Remy, La Commune à Montmartre, Vingt-trois mars 1871. A. Zelker, Les Hommes de la Commune, 1969. Peter Jokostra, Als die Juilieren brannten, der Aufstand der Pariser Kommune 1871, Wien. G. Coulonges, La Commune en chantant, 1970, J. Duclos, La Commune de Paris, A l'assaut du ciel, 1970, Pariser Kommune 1871, Berichte und Dokumente, Bearbeiter; E. Kundel, 1971, E. Pottier, Die Internationale (Zum hundersten Jahrestag der Pariser Kommune erscheint 1971 in einer bibliophilen Ausgabe), Deutsch von E. Weinert, 1971. しかしこれらの研究の本格的な検討は、別の機会にゆずらなければならない。

(2) 歴史的な蜂起が、20世紀末の現在、われわれにとって一体どのような意味があるかをあらためて考えてみなければならない状況にあるように思われる。パリ・コミューンとは一体何であったのか。それは現代に生きるわれわれに何を訴えているのだろうか。パリの小市民、労働者、商工業階級など、一部の特権階級を例外とすれば、ほとんどパリの全勤労者、全市民を熱狂的興奮に駆り立て、革命的蜂起を成しとげさせ、一自治体であるとはいえ、「ヨーロッパの心臓」、「革命のメッカ」パリに1789年以來の伝統の上に立って人民民主主義政府を樹立させた原動力は一体何であったか、この点について考えてみたいと思う。だがこの場合、どのような視角から問題に接近することが正しいのであろうか。筆者は、つぎのように問題を整理したいと考える。まず第1に、パリ・コミューンの発生原因、経過とその本質、第2に、その国際労働運動ならびに社会主義運動における地位、そして第3に第2の問題と関連して、マルクス主義とコミューンとの間の思想的・理論的関連、また第4に、マルクス主義形成にたいするコミューンの影響、そして最後にその現代的意義について考察することとする。

2

1870年7月、世界は、西ヨーロッパに勃発した新戦争の悲劇を目撃した。2大国家、すなわち、プロイセンを先頭とする北ドイツ連邦とボナパルトの第2帝国の数千人の軍隊が、フランス領を舞台に血みどろの戦闘で干戈を交えた。プロイセンと結ぶ南ドイツ諸国——バヴァリア、ヴュルテンブルク、バーデン、ヘッセン＝ダルムシュタット——がプロイセンとともに進撃したのである。この戦争に敗れたフランスでは、ナポレオン政権は失脚し、1870年9月4日、共和制が布かれた。プロイセン軍はパリを包囲し、プロレタリア革命の勃発をおそれる政府は、1871年1月28日、屈辱的な休戦条約に署名しなければならなかった。この戦争の結果は、フランスから2つの地方(3)を奪い、50億フランの賠償金の支払いを強制することとなった。だが、これと同じ時期、すなわち1871年1月18日、ヴェルサイユ宮殿において、統一ドイツを象徴するプロイセン国王ウィルヘルムのドイツ皇帝即位の戴冠式が行われるに至った。まさしく19世紀のヨーロッパの政治史を彩るドイ

注(2) 筆者は、かねてから、世紀末の思想的意義について考えざるをえない。われわれは次第に世紀末に近づきつつある。18世紀末、あるいは19世紀末が、エポック・メーカーであったように、われわれの世紀末もまたおそらくは激動の時代となるであろう。闇に面するかそれとも光に照らされるか。かつてわれわれの先人たちが、不安と期待におのいたような感情を、いまわれわれも感ずべきではないだろうか。民主主義とは何か、民族とは何か、その上に聳えたつ国家権力とは何か、遠からずわれわれは、この問題と真向からとりくむ時がくと信ずる。いや、このデーモンはすでにわれわれの頭上を徘徊しはじめているのではないか。三島事件を契機とするファシズム的雰囲気醸成、成田空港問題にみられる「民主主義」の名における暴力、われわれは次第に世紀末に近づいている。だが、絶望だけがあるのではない。世紀末は同時に新しい世紀の前夜だからだ。

(3) イ・ア・パーフ、エリ・イ・ゴリマン、ウエ・エ・クニナ編、刀江書店編集部訳「第1インターナショナル史」第2部第1巻、1967年、刀江書院、3頁。

ツ・フランス関係の緊張は、ここに1870年の普仏戦争によってその絶頂に達したのであったが、この歴史的な事件は同時に、世界最初の「社会主義的実験」、「プロレタリア独裁の見本」(4)を生み落すこととなったのである。パリ・コミューンの本質を理解するためには、その前提として、19世紀後半におけるドイツおよびフランス資本主義の発展およびそれらの相互関連、プロレタリアートの状態や労働者階級の運動の対照性などについて、予備的に考察することが必要であろう。

1789年以來、1830年の7月革命を経て、1848年の2月革命によって、ブルジョア革命のもっとも典型的な完成をみたフランスは、階級闘争が、他のいずこにもまして、つねに決着にいたるまで闘いぬかれた国であった。しかし1851年12月2日のルイ・ボナパルトのクーデターによって、市民革命の成果は奪われ、保守的な分割地農民および金融ブルジョアジーの支持のもとに、第2帝制がはじめられ、ここにボナパルティズムの時代がはじまる。1848年の革命から1857年恐慌までの10年間を比較するとき、ヨーロッパ資本主義は、圧倒的にイギリスが優位を占めていたが、フランスが、これにつづき、関税同盟の成立をみたとはいえ、封建的細分状態の残存という政治的な立ちおくれを未だ克服しえなかったドイツは、資本主義的にははるかにおくれていた。だが、それから10数年後、後進国ドイツは、いかにして、先進国フランスを打倒しうる地位を確保したのであろうか。

ビスマルクが、ナポレオン・ボナパルトのクーデターに深刻な影響をうけ、ボナパルティズムから多くのものを学び、その暴力と欺瞞との結合を、彼はプロイセン的なものに翻訳したといわれる(5)が、ドイツとフランスの宿命的敵対関係は、フランス革命以來根強く、19世紀後半に至って、にわかにかきわ立った存在としてあらわれたボナパルトとビスマルクによって象徴される両国の妥協と矛盾の関係は、社会経済的・政治的諸問題を契機として、深まらざるをえなかった。すなわち、1848年の革命において発揮されたプロレタリアートに恐怖し、これにはげしい憎悪の感情を抱いた点では共通していたのであって、この共通の感情こそが、ボナパルティズムの本質であり、両者の妥協の基本的前提であり、これこそが実に、のちにパリ・コミューンを紛砕するために決定的な連帯的行動を支えたことを忘れてはならない。1860年代のヨーロッパは、3大先進国、イギリス、フランスおよびドイツを中心として、つぎのような基本的な問題に直面しつつあった。(1)綿工業においてはイギリス資本主義に対して次第に有力な敵手としての存在を明らかにし、はげしい角逐を演じつつあったドイツおよびフランス資本主義の発展、(2)1864年、第1インターナショナルの成

注(4) Marx/Engels, Werke, Bd. 8, S. 95, 邦訳91—92頁。エンゲルスは、1891年3月18日、パリ・コミューン第20周年記念日にあたって書いたマルクスの「フランスの内乱」第3版への序文のなかで、つぎのように書いている。「社会民主党的の俗物はちかごろまた、プロレタリアートの独裁」という言葉をきいてたわいもない恐怖におちいっている。よし諸君、この独裁がどんなものか知りたいか？パリ・コミューンをよくみたまえ。それがプロレタリアートの独裁であったのだ。

(5) Alexander Abusch, Der Irrweg einer Nation, Berlin, 1951. 道家忠道・成瀬治訳「ドイツ——歴史の反省」筑摩書房、1955年、115頁。

(6) 1860年から65年にかけて、フランスとイギリス、ベルギー、ドイツ、イタリア、スイスその他の諸国との間に締結された一連の通商条約によって、外国商品の輸入にたいする一切の禁止措置は撤廃され、フランス市場はこれらの諸国の資本制的輸出商品に開放されることとなった。この自由貿易体制への移行は、一般にフランス資本主義の構造的確立なし、

立によって代表されるプロレタリアートの全ヨーロッパ的規模での覚醒と組織化の進展、(3) 1863年のポーランドの独立運動をはじめとして、イタリアにおける民族運動の昂揚にみられる民族解放闘争の激化による植民地支配の動揺などである。1848年の革命において不徹底な改革に終らざるをえなかったドイツは、一方において封建的細分状態の克服という緊急な政治的課題の解決と、強大なイギリス資本主義からの自己防衛と幼弱な産業資本の上からの育成という経済的問題に迫られており、この2重の課題の解決は、ドイツ連邦の中でもっとも重要な地位をしめていたプロイセンに課せられ、ビスマルクはその政治を「ユンカー的・ブルジョア的政策」の上におくことによって解決しなければならなかった。強力な資本主義形成のための不可欠の前提としての統一ドイツは、オーストリアを中心としての統一構想としての「大ドイツ主義」を否定し、オーストリアを排除する形でのプロイセン中心の「小ドイツ主義」の完成によってなしとげられなければならない。その第一歩は、1866年の普墺戦争の勝利となってあらわれたのである。しかしながら、統一ドイツ実現の運動は、この普墺戦争を通じて具体的な第一歩をふみ出すとともに、ナポレオン3世の政策とはげしく矛盾する側面を露呈することとなった。

すでにのべたように、1850年代から60年代にかけてのヨーロッパ資本主義は、イギリスがその主導権を握っていたけれども、国際政治の面では、ドイツおよびオーストリアの相対的な立ちおくれによって、フランスがリーダーシップをとっていたといえることができる。このような国際政治ならびに外交政策の面での英、仏およびロシアの複雑な関係は、1853年から56年にかけてのクリミア戦争のなかに象徴的にあらわれていたところであった。しかも問題は、ナポレオン3世にとって、クリミア戦争は、たんに国際政治の問題であるばかりでなく、フランス国内の政治問題と結びつき、フランス資本主義の要求と密接に関連する問題であった。⁽⁷⁾ クリミア戦争は、18世紀末以来の「東方

その自立化を示すものであった。これをパリ・コミューンとの関係で、より具体的に考察するならばつぎのよういえるであろう。1848年2月革命において頂点に達した階級対立は、地主・金融貴族・大企業家←→小生産者・労働者・小農民という2つのブロックの矛盾としてあらわれ、後者は、ひろい意味での「生産者」という階層的基盤において国民連合を形成する。そして前者（前期的資本）にたいしてその独占的利益を排除しつつ、小生産者としての彼らの貨幣を資本循環の一契機としての貨幣資本の役割に限定させようとしたのが第2共和制における一連の金融的措置やクレディ・モビリエの設立であった。このような貨幣資本の充分な蓄積を媒介として、「生産資本力の循環」を起点にした資本主義の本格的発展がはじまるが、第2帝制の時期に入るや、一方において、小生産者層の階級分解と産業資本家層の出現にともなう階級対立の激化、他方において、株式預金銀行の設立（1859年）、英仏自由通商条約（1860年）、株式会社法（1863年）、リヨン・クレディット（1863年）などによって、フランス資本主義は、ドイツ資本主義と相拮抗する状態となった。しかし、第2帝制の政治的危機の深まりとともに、資本・賃労働関係の緊迫化がすすみ、フランス革命における自由の理念は、普墺戦争の敗北を契機として帝制の打倒、パリ・コミューンの樹立へと結集したのである。この時期のフランス資本主義の解明は、おこなわれているが、さしあたり、服部春彦「フランス綿業の発達と国際環境」（河野健二・飯沼二郎編「世界資本主義の形成」岩波書店、1967年、所収、および、遠藤輝明「フランスにおける資本主義の発達」（岩波講座「世界歴史」19、近代6、近代世界の展開II）を参照。

注(7) 「クレディ・モビリエ」の設立を中心として、フランス独占資本の形成は、オーストリアやスイスなどの鉄道建設をめぐってルートミルトとはげしく抗争した。オート・バンクの国内投資を対象とした個人資産に依る活動は、「国民的資金の動員によってまかなわれるモビリエによってとって代られる。クリミア戦争の勃発はそうしたフランス資本主義の要求と密接に関連していた。なお、この問題については、不充分であるが、遠藤輝明「フランスにおける資本主義の発達」、世界歴史（岩波講座）第19巻所収、（近代6、近代世界の展開II）、を参照。

問題」に一時期を画する大事件であり、18世紀後半以後、いよいよ衰退の色を濃くしてきたオスマン・トルコ帝国の解体をめぐって、新たな「帝国主義」への再編成をめざす西ヨーロッパの代表としての英仏と再生の道を探る絶対主義ロシアとの矛盾としてあらわれたのである。しかしながらこの事件は、たんに英・仏資本主義の農奴制ロシアとの矛盾という以上に、1850年代以後の複雑な植民地問題をめぐるヨーロッパ列強の角逐を、その背後にひそませており、とくに、中国におけるアヘン戦争とこれにつづく太平天国の乱を契機とする英・仏資本主義の中国市場への進出、それをめぐっての両者の妥協と敵対の諸関係、そして同時に、1858年、フランスによる清国の属領、ヴェトナムへの侵入によって、広大なアジア地域がヨーロッパ資本主義の市場圏に入ることとなったことが歴史的な背景として注目されよう。その結果として、一方においてそうした被侵略地域においては民族運動が次第にはげしくなり、同時に熾烈な様相を呈して展開した南北戦争が、奴隷解放の宣言を通じて、北部産業資本の南部農奴制大規模農業経営への勝利を実現したことによって、より本質的に、「民族解放」の問題として、階級支配の廃絶を叫ぶ社会主義の運動、さらにひろく国際的な労働者階級の運動から、深い関心をもってみられたヨーロッパ、アメリカおよびアジアでの民族解放運動に触発されることにより、国際的な労働者階級の運動のたかまりが、ヨーロッパの国々、とくにイギリス、フランスおよびドイツを中心としておこり、まさしくそれらの国々のプロレタリアートを中心として、第1インターナショナルが結成されたのである。

このようにして、1860年代に入ると、民族解放運動と国際的なプロレタリアートの運動の強化を基軸として、ヨーロッパ資本主義は新たな問題の解決にせまられることとなったが、その場合内政の矛盾と外交的問題との関連が重要となる。すなわち、(1) 国内政治の改革を、主として外交の問題を考慮しつつ行うことによって危機を脱出しようとするか、(2) 国内政治は現状を維持しつつ、むしろその矛盾を対外政策に転嫁し、国民の関心を外部にそらすか、あるいはまた、(3) 国内の改革を行いつつ、これによって国民的合意を獲得し、対外政策にあたるか、大体において以上、3つの政策のパターンが形成された。もちろん、これらは、相互に複雑に絡み合っているのであるが、もし以上のような分類に従うとすれば、ナポレオン3世は、第2の途をとったとするのが妥当であろう。すなわち、それがクーデターによって奪取された政権である以上、内においては、共和主義を中心として帝制反対を主張する広はんブルジョア民主主義者をはじめ、勃興しつつあったプロレタリアートの反体制的な動向を中心とする批判勢力に警戒をしなければならなかったばかりか、社会主義運動はもちろん、労働組合運動にたいしても、徹底的に敵対的な態度をとらなければなら

注(8) いわゆる「東方問題」の意義について、もっとも克明な分析を展開しているのは、マルクスとエンゲルスである。

Marx/Engels, Werke, Bd. 9 and 10 邦訳全集9巻および10巻をみよ。

(9) 1825年の「デカブリストの乱」から、1861年の「農奴解放」までのロシアの近代化過程は、同時に、東方問題にかんするツァーリ絶対主義の関心とそれをめぐる英仏とのほげしい葛藤を、その政治的背景としてもっていたことが重要である。なお、この点についての考察として、倉持俊一「19世紀前半のロシア」および松岡保「ロシアにおける資本主義の形成」（いずれも、岩波講座「世界歴史」19、）が参考にならう。

なかった。普仏戦争後の帝制の急速な瓦解とパリ・コミューンの勃発の契機とは、ボナパルト体制がこのような決定的な弱さを内蔵していたことによるのであり、そのためにとくに労働者階級運動へのボナパルト体制の圧力ははげしかった。フランスにおけるその特徴は、ブルードン主義とブランキズムによって代表される社会主義運動の2つの相対立する流れであり、この両者が、基本的なイデオロギーであり、労働組合運動の主導権をめぐる相競争するという状況であった。しかしブランキズムは、その革命的 성격のために、一部の革命的労働者を除いては浸透せず、大体において、フランス労働運動は、ブルードン主義理論の強い影響下にあった。大資本の重圧下に、没落途上にある半手工業的分子にたいして、ブルードンは、国家による無償信用と相互扶助を唱えたが、ブランキは、その革命的政治闘争の否定を強く批判したのであった。マルクスによって、「フランス・プロレタリアートの頭と心臓と名づけられた⁽¹⁰⁾」ブランキは、60年代の初め頃、パリで服役中であつたので、当時の労働者大衆との連絡を失っていたばかりでなく、自己の周囲に同じ意見をもつグループももって⁽¹¹⁾いなかった。従つて1864年9月28日、ロンドンのセント・マーティンス・ホールにおいて、第1インターナショナル創立総会が開かれたとき、彼の影響下にある労働者は出席せず、ブルードン主義者トラン、(Henri Louis Tolain)、フリブール (E.E. Fribourg) およびリムザン (Antonie Limousin)⁽¹²⁾で構成されるフランス労働者代表団が出席し、彼らは国際労働者協会(第1インターナショナル)の通信員として承認される結果となった。そして1864年12月、インターナショナル・パリ支部が開設されたのであるが、インターナショナルの綱領および規約を承認していたにもかかわらず、これを修正することを敢えて⁽¹³⁾せずというように、パリ支部とインターナショナル総務委員会との関係は、円滑を欠いていたことは、フランスの特殊事情もさることながら、やはり根本的には、マルクス主義とブルードン主義とのイデオロギー的対立の反映の結果といえよう。⁽¹⁴⁾またブランキズムも上にのべたような理由からして、第1インターナショナルとの接触を実現することができず、1866年のジュネーヴ大会、翌67年のローザンヌ大会においても、フランス代表団におけるブルードンの影響は抜きがたいものがあったのである。

しかしながら、1866~7年にかけての経済恐慌と普墺戦争のプロイセンの勝利の結果としての世論の動揺、フランス各地に頻発するストライキの波は、⁽¹⁵⁾フランスの労働者のブルードン主義への批

注(10) Marx/Engels, Werke, Bd. 30, S. 617, Marx an Louis Watteau, in Brüssel, London, 10. Nov. 1861. のなかで, „der Kopf und das Herz der proletarische Partei“ とのべている。

(11) イ・ア・パーフ、エリ・イ・ゴリマン、ウエ・エ・クニナ編、刀江書院編集部訳「第1インターナショナル史」1864-70年、第1部第2巻、1967年、刀江書院、304頁。

(12) これらのフランスの代表団の思想と行動については、The General Council of the First International, 1866~1868, pp. 451, 460 and 471 をみよ。なお拙稿「1864年から1866年に至る第1インターナショナルの総務委員会にかんする史料」(その1およびその2)三田学会雑誌、第56巻第11号、および第57巻第1号所収、を参照されたい。

(13) 前掲「第1インターナショナル史」、308-309頁。

(14) 前掲、314頁、なおこれについては、拙著「マルクス主義における革命と改良——第1インターナショナルにおける階級、体制および民族の問題」1966年、御茶の水書房、298-299頁を参照。

判の眼を育てる結果となった。そしてブルードン主義の影響下にあった相互扶助協会を本格的な職能別組合に発展させることとなり、第1インターナショナルの名はフランスの労働者に知られることとなった。そしてそれは同時に、政府のパリ支部への弾圧をはげしくすることとなったのである。⁽¹⁶⁾

フランス労働運動におけるイデオロギーの面での分裂、ブルードン主義とブランキズムの対立は、ナポレオン3世の圧迫の強化と労働者階級の抵抗の激化のなかで、第2次的な矛盾となり、とくにマルクスの女婿で、インターナショナルの運動にも参加し、ブランキストとも親交を結んだことのあるポール・ラファルグ (Paul Lafargue) が、1868年秋、パリからロンドンへ移ったことは、ある意味では、ブランキ主義とインターナショナルとを結びつける環となり、フランス労働者階級の運動におけるブランキズムの力をおしひろげ、ブルードン主義を孤立させようとするマルクスの意図とも一致することとなったのである。だが、このことは、フランス労働運動におけるブルードン主義の影響を弱めたというように理解されたと解釈されるとすれば、それは正しくないのであって、たとえば、ルイ・バルラン (Louis Eugène Varlin) のように熱心なインターナショナルの会員として活動したブルードン主義者はフランス労働運動に大きな貢献をしたのである。⁽¹⁸⁾すなわち、パリ・コミューン勃発直前の1869~70年の時期においては、インターナショナルの運動を媒介にして、左派ブルードン主義とブランキストの共同行動が次第に昂まってきたのであって、その成果は、まことに注目すべきものがあつた。⁽¹⁹⁾第二帝制の危機的状況、それを一層おしすすめる労働者階級運動とこれに対する弾圧、こうしたなかで、パリ・コミューン成熟の条件はととのえられたのである。その中核を成すパリの労働者のうち、先進的な人々の多くは、左派ブルードン主義者およびブランキストであり、それらの人々が、第1インターナショナルと、何らかの形で接触を保ったとしても、彼らの多くは、いわゆるマルクス主義者ではなかつた。また、そのことこそが、パリ・コミューンの勃発という歴史的な事件と不可分に結びついていることが問題なのである。

パリ・コミューン、その本質は一体何であったか。これを明らかにするためには、コミューン政

注(15) 1866年、ストライキがひきつづきおこり、パリの青銅工、製縫工を中心として賃金引き上げと固定賃率制定の要求をもっておこなわれた大争議に際して、インターナショナルは、募金活動や指導者の派遣などにより、積極的な支援活動を展開したが、これは、フランス政府当局にはげしい不安をあたえ、やがてインターナショナルにたいする弾圧の口実とされる(前掲、「第1インターナショナル史」326-328頁)。

(16) 前掲書、330-331頁。

(17) 前掲、「第1インターナショナル史」336頁。Marx/Engels, Werke, Bd. 32, S. 506, Marx an Paul Lafargue, 2. June, 1868.

(18) The General Council of the First International, 1868~1870, minutes, Moscow, pp. 112, 134, 165, 167, 214, 218, 224, 231, 239, 253 を参照。

(19) 前掲「インターナショナル史」341頁。

府樹立の経過について考察する必要がある。

1870年9月4日、ナポレオンの軍事的崩壊とその政権の打倒によって、フランスに共和制が布告されると、その政府がどのようなものになるか、国民の大部分は不安を覚えるとともに、政治上の大きな問題となるに至った。フランスは、再び、1789年と1848年の2大革命の歴史的経験を思い出す日を迎えようとしていた。国家機構の急速な解体が進むなかで、バゼーヌ元帥の率いるパリ防衛軍の敗北の事実を知ったパリ市民の憤激は頂点に達し、パリ市民の自発的な防衛組織としての国民軍は、トロシュやファールを中心とする共和制政府にたいしてはげしい非難を浴せ、政府と国民軍との緊張はたかまっていた。

そもそも国民衛兵の構想は、プロイセン軍隊の子備役にあたるものであり、最初からコミューンの軍隊として意図されたものではなかった。⁽²⁰⁾だが、フランス軍の敗北にともなう古い秩序の崩壊、革命の都パリにおける民衆の不穏な姿勢、資本主義的秩序の急速な解体の歴然たる兆候に脅えた支配者たちは、次第に国民衛兵にたいして深刻な恐怖を抱き、その勢力の伸張を抑制しようとはかるのである。すなわち、1870年9月4日の政変によって成立した政府は、革命によって政権を奪取したものでなければ、あるいはまた議会制民主主義の原則によって、広はんな大衆的基盤に立って樹立されたものではなかった。それは純然たるブルジョア内閣であり、革命的人民政府ではない。ジュール・ファールにせよ、ジュール・シモンにせよ、ジュール・フェリーにせよ、いずれも反帝制派ではあったが、社会主義には敵意を抱いていたのであり、労働者階級に対抗して、革命を抑制し、ブルジョアの秩序を守るための政府でしかなかった⁽²¹⁾のである。ガンベッタのように熱烈な共和主義者で、その熱情的な雄弁と誠実さをもって知られる人物もいたが、⁽²²⁾新生フランス共和国の自由と独立を擁護するには無力でありすぎた。このようにみずから国民防衛政府と名のつた新政府は、1870年9月4日の政変によってボナパルト政権に代ったとはいえず、古いボナパルト体制を根底からくつがえしたのではなく、むしろそれは官僚機構や軍隊の中に深く根をおろしていたのであって、それと同時に、自然発生的に出現したこの新政府は、正式の憲法上の手続きをへることなく、いわば「非合法」的に成立した政府であることによって、最後まで、民族の独立と防衛という義務にたいして、強固な責任ある態度をもって応えることができなかったことが問題である。従って政府は国民衛兵の勢力の増大をおそれ、衛兵大隊の数を60に制限しようとしたが効を奏せず、失業し愛国主義に燃えた男たちは、民兵となることを欲する。学生服、背広などの市民としての服装のもとに大隊が組織され、大隊の数は60から138に増加し、9月23日には244、27日には260となった。各大隊は1,500人の兵隊と8個の中隊を含んでいる。職業軍人はこれに対し敵愾心を燃やし、これを信

注(20) Lissagaray, L'Histoire de la Commune, 1871. 喜安朝・長谷部重康訳、「パリ・コンミュン」(上), 68頁以下(現代思潮社, 1968年)および La Proclamation de la Commune, par Henri Lefebvre, 1965. 河野健二・柴田朝子訳「パリ・コンミュン」上, 246頁以下参照。

(21) 淡徳三郎「パリ・コンミュン史」1968年, 法政大学出版局, 14頁。

(22) 大仏次郎「パリ燃ゆ」上巻第3部を参照。

頼しないが、一方、この職業軍人がひきいる遊撃衛兵隊は、25歳から35歳までの独身の男子に限られており、いわゆる軍事的な規律もなく、このようにして、駐屯国民衛兵と遊撃衛兵との間の境界は消滅する⁽²³⁾。

だが、このほかに多数の自然発生的なクラブがあった。そして大衆のクラブと共和制防衛常任委員会の指導者との結合がみられ、1870年9月以降、ブランキ派やインターナショナル派およびコミューンの革命思想をうけいれるクラブの状態、局地的な自然発生的な状態を、中央の諸委員会によって構造化しようとする顕著な傾向があらわれた。すなわち、全20区共和主義中央委員会、婦人運動中央委員会、共和主義連合委員会、中央共和主義連盟、パリ権利同盟等々が統々と建設されたのである。⁽²⁴⁾これらは民主的中央集権主義への志向を示すものであり、これらのうちでもっとも重要なものは共和主義中央委員会と国民衛兵中央委員会である。各区から選ばれた共和主義中央委員会と、それとは別に、7人のメンバーから成る臨時中央委員会が成立し、それは市民の国民衛兵への流入を行い、さらにそれを親衛隊的な民兵から武装人民の組織にかえるとともに、そのプログラムは、(1) 公安対策、警察権力を被選挙人の手中へとりもどすこと、(2) 言論、出版、結社の自由の保障、(3) 食糧と住宅の配給を公正に配分すること、(4) パリの防衛、士官の直接選挙、健全な全市民の武装、土木工事の掌握であった。このようにして人民管理、人民と民主勢力による国防義務のひきうけが決定され、9月16日と27日、中央委員会は代表団を政府におくり、また9月20日、共和主義中央委員会は、230名から成る特別集会を催したが、この230人は、各職業あるいは労働組合のもっとも活動的な分子であった。⁽²⁵⁾

敗戦の現実とプロイセン軍のパリへの進撃という緊迫した事態を迎えながら、パリ市民はまだ事の真相を完全には知らされていなかった。国防政府は、一面においてパリの民衆のはげしい動きにたいして敏感に反応し、フェリエール(Ferrières)は、ビスマルクと会見し、妥協をはかろうとする。これにたいして、パリ民衆のなかには、一方において国防政府にたいするはげしい反抗の気分と待機的な日和見主義との間を動揺する。国防政府のビスマルクとの取引傾向にたいし、国民衛兵大隊と中央委員会の代表との合同会議の準備がすすみ、会議は、つぎの5点から成る決議を採択した。

- (1) 共和国は、領土を占領する敵と交渉することはできない。
- (2) パリは降伏するよりも廃墟の下に身を埋める覚悟である。
- (3) 総動員が、パリと諸県に直ちに指令されるべきこと。
- (4) 市警察を直ちにパリ・コミューンの手中にとりかえすこと。⁽²⁷⁾

注(23) ルフェーブル, 前掲書, 248頁。

(24) ルフェーブル, 前掲書, 252頁。

(25) リサガレー, 前掲書, 66頁。

(26) 前掲書, 68頁。

(27) ルフェーブル, 前掲書, 256頁。

1870年9月22日、全20区国防共和主義委員会による集会ののち、10月31日事件までの間にかけて、パリは新しい段階に入る。すなわち、パリは自治体としての新しい政治のあり方を志向し、中央委員会はそれを国防政府につきつけようとするのである。それは同時に、communeの本質につながる問題であった。ところが、10月31日、パリは目をさますと胸もとに3つの弾丸をうけていた。ブルジョアの失陥、メッスと「輝けるバゼーヌ」の全軍隊の降伏、休戦交渉からもどったティエール氏のパリ到着である。⁽²⁸⁾

ナポレオンの反動的な政策に反対していたパリ市民は、このような国防政府の態度に非常な反撥を感じ、プロイセン軍によるパリ占領をゆるそうとする政府にはげしい抵抗の姿勢を示したのはむしろ当然であった。何故なら、パリ市民にとって、普仏戦争はまったく「ナポレオン政府のゲーム」として感じられ、これに参加するいささかの理由ももてなかつたからである。従って、パリ市民には、プロイセンの要求するアルサス・ローレーヌの割譲も、50億フランにのぼる賠償金も到底納得しがたかつたし、いわんやドイツ連邦軍のパリ入城の如きは断じてうけいれがたいものであった。政府がこの降伏条件をうけいれるとすれば、パリは、フランスの行政政府の所在するところの自治体として、独自の途を歩まなければならない。それは、首都とはいえ、一地方自治体が、ドイツ軍の包囲下であって、自国の政府の方針に敢然として抗議し、独立のcommuneとして生きることを意味するものにはかならなかつた。それは、1870年10月31日、急進派による市庁への攻撃としてその占拠をもってはじまつた。⁽²⁹⁾パリ・コミューンのはじまつたのである。11月3日、政府は、パリにむかって、市と政府にかかわる選挙が、コミューンによって行われることはできない旨の声明を發し、一方、パリ市の区長と助役の任命についても、選挙によってこれを決定することができないことを主張した。急進派にひきいられる大衆の圧力によって、国防政府は妥協し、市議会選挙を行うことを認め、11月5日を投票日と定めたが、その後直ちに人民投票によって政府に対する信任投票をも併せ行うことを提起したのである。⁽³⁰⁾この政府にたいする信任投票については、国防政府は、その合法性の承認を獲ちるとともに、これとひきかえに、パリ・コミューンの推進に主導的役割を演ずる急進派、とりわけブランキストの追放を行うことを意図していたのである。「2、3人の革命家に恐怖を抱いたパリは、またもやこの傲慢のうえに無能を重ねてきた政府に信任をあたえ、322,900回も、『私は君を望む』と云つてのけた。正規軍と遊動隊は237,000の〈賛成〉を投じた。〈否〉を投じたのは、民間の54,000票と、軍隊の9,000票のみであった」。⁽³¹⁾11月5日と7日の両日、人民投票による20人の区長が選ばれたが、国防政府は、コミューン派の浸透を防ぐため、各区ごと

注(28) リサガレー、前掲書、71頁。

(29) 前掲書、72～73頁。

(30) 1870年5月8日ナポレオン3世は帝政の信任を問う人民投票を行ったが、7,350,000票が帝政を支持し、1,530,000票が反対を投じた。インターナショナル・パリ支部は、この投票の偽購性を暴露し、弾圧されたが、国防政府は、これにならって2度目の茶番を演じたのである(リサガレー、前掲書、75頁)。

(31) リサガレー、75頁。

に区長と助役とを同時に選出させる戦術をとった。ところが、この区長と助役には、かなり多くの政府反対派が入っており、パリ包囲という条件のなかで、救援物資や食糧および薪炭の配分を行い、国民衛兵の大隊に、装備や軍用品の割りあてを行い、大きな役割を果たすに至った。すなわち18区ではブランキ派が、クレマンソーの助役になり、ジャコバン派のドレクリューズは、3人の《赤》の助役とともに第19区の役所を手にいれる。第20区は、革命派ばかりをえらんだし、第11区ではインターナショナル派として知られるトランが助役となつた。⁽³²⁾これらのコミューン派は、国民衛兵を指揮する大隊長であり、政府は、彼らを解任しようとしたが、選挙民が彼らを熱烈に支持したため、パリと政府との矛盾は深くなつた。

このようにして、コミューンは次第に成熟していったのであるが、それにつれて、パリは執行部の組織化を行わなければならなかつた。そこで、中央委員会という名称が、あまりにも多いので、執行部としての中央委員会は、あまりに数多い中央委員会から自己を区別するため、全20区代表団という名前を採用した。⁽³³⁾ブランキ派や急進派が自由に加入することができるものとなり、1月15日、有名な「赤いビラ」を宣言する。⁽³⁴⁾しかしこれは、その議論があまりにも過激であるため、ブランキ派もインターナショナル派も支持をあたえることができなかった。そしてそれにつづく1月22日のブランキ派による暴動も失敗に終つた。⁽³⁵⁾しかしこの事件は、来る3月18日のパリ市民の蜂起、コミューン政府の成立のための前哨戦として、大きな意義をもつ。このような状況を前にして全20区中央委員会(代表団)は、大衆の自然発生的運動の再組織に着手したが、とくに国民衛兵中央委員会の活動はいちじるしいものがあつた。これはドイツ軍による包囲下の状況が一段と緊迫したことを意味するものであり、その諸契機は、①国防政府に反対する士官の集会、②蜂起への民衆の参加、③連合主義にもとづいて構成される《中央》集団の必要性などであつた。これらによって、穏健な共和派から革命的・社会主義的・民主派に至るまでのすべての革新勢力の新大隊への流入、選挙による士官の地位の確保、国防政府をして、侵略者への死を賭しての抗争への道へひきずり込もうとする熱情が、パリ市民の間に次第にわき上つていった。かくしてブルーランスのような科学者が大隊の先頭に立つという事実が生まれる。⁽³⁶⁾

以上の経過からも明らかなように、コミューン形成の推進力となつたのは、パリの一般市民であり、これを率いたのは、共和派のうちの左派(急進派)、ブルードン主義者、インターナショナル派およびブランキストなどであり、現実には、それは、革新をめざす各派の連合統一戦線であつたといふことができる。むしろマルクス、エンゲルスの共産主義の影響は、きわめて少なかつたと考える

注(32) リサガレー、77頁。ルフェーブル、242頁。

(33) ルフェーブル、261頁。

(34) 前掲書、262頁。

(35) リサガレー、86頁。

(36) ルフェーブル、265頁。

べきであろう。このような状勢のなかで、1871年2月15日、手工業者、商店主、労働者、プロレタリアート、これと結びついた小ブルジョアから成っていた18人の起草委員から成る国民衛兵と中央委員会の連合規約が作成された。出席者は歓声とともに規約の全文を採択したが、それによると、「全市民の義務は、国土と国内秩序——君主制的秩序ではなく、紛れもない共和主義的原理にもとづく秩序——の防衛に協力することである。(市民の)権利は、選挙人であること、および自己の義務の遂行に必要な武器をもつことである。国民衛兵は、今後は常備軍にとって代らなければならない。常備軍は、専制主義の道具でしかなく、不可避的に自己とともに国の滅亡をもたらすものである」(38) (傍点引用者)。かくして2月24日、コミューンが実現しようとする独自の政治組織の原型、連合主義、直接民主主義の強調をとる民主的集権主義が出現する。すなわち、共和主義連合委員会と国民衛兵中央委員会は統合を完了し、つぎの規約を採択したのである。(39)

国民衛兵共和主義連合。

規約。

宣言前文

共和国は可能な唯一の政体である。それは議論の対象とされえない。

国民衛兵はそのすべての長を任命し、また彼らが、彼らを選出した人々の信頼を失うや否や、彼らを解任する絶対権をもつ。もっともそれは、正義の法を救うために前もってなされる調査ののちでなければならない。

第1条——国民衛兵共和主義連合は、つぎのものによって構成される。

1. 代表者総会。
2. 大隊集会。
3. 軍事会議。
4. 中央委員会。

第2条——総会はつぎの者で構成される。

1. 中隊ごとに、階級に関係なく、この目的のために選出された1名の代表。
2. 大隊ごとに士官団によって選出された1名の代表。
3. 大隊ごとに士官団によって選出された1名の士官。
4. 各大隊長。

これらの代表は、誰であろうと、彼らを任命した人々によって常に解任可能である。(傍点引用者)。

第3条——大隊集会は、つぎの者で構成される。

注(37) リサガレー、108頁。

(38) ルフェーブル、270頁。

(39) 前掲書、271~273頁。

1. 大隊集会ごとに、階級にかかわらず、選出された2人の代表。
2. 区の大隊長。(……)

第5条——中央委員会はつぎのように構成される。

1. 各区ごとに、部隊会議によって階級にかかわらず選出された2名の代表。
2. 部隊ごとに、同僚によって選出された大隊長。

第6条——大隊集会、部隊会議および中央委員会への代表者は、国民衛兵のすべての利害の当然の擁護者である。彼らは国民衛兵のすべての特殊集団およびその他の集団の武装の維持に留意し、また共和国の転覆を目的とするあらゆる試みを予防しなければならない。

彼らはまた、国民諸力の完全な再組織の計画を作成することをも使命とする。

第7条——総会は、緊急の場合を除いて、毎月第1日曜日に会合をもつ。連合を構成する種々の下位組織は、内規によって、その審議の方法、場所、時間を決定する。

第8条——中央委員会の管理、公示、その他の一般的経費をまかなうために、各中隊に分担金が課せられ、毎月1日から5日までの間に、最低5フランを、代表者を通じて、財務委員に手渡さなければならない。

第9条——総会のメンバーたる各代表者には、身分証明書が交付され、会合への入場に用いられる。

第10条——すべての国民衛兵は、連帯義務をもち、連合の代表者は、国民衛兵全体の即時の、また直接の保護のもとにおかれる。

国民衛兵の組織にかんする以上の規約は、実に重要なことを示唆しているように思われる。まず第1に、軍隊組織内における完全な平等の原則と直接民主主義、第2に階級にかかわらず、民主的に決定に参加する権限の保持、第3に、役職者の解任についての国民衛兵の権利であろう。この精神こそは、実に、パリ・コミューンの精神であり、その宣言としての「常備軍の廃止」につながるものであった。

今や、全組織の機関としての中央委員会が選出されなければならなかった。パリの国民衛兵を構成する270大隊のうち、215大隊がこの新しい連合組織に加わった。しかし大、中ブルジョアの居住地域の大隊のみは、その外に立っていたことが印象的であった。だが全体としてそれは、パリの勤労人民および小市民の共同闘争組織となったのである。いまや国民衛兵は、ティエール政府の武装解除の企てに反対し、必要とあらば武器をもって抵抗するところのものであり、ティエール政府に対立する独立の力として成長しつつあった。しかしそれにもかかわらず、国民衛兵連合は、みずから「国家内の国家」たることを自覚していたわけではなかった。ここにパリ・コミューンの一切の悲劇が存在する。(40) 彼らが臨時政府と衝突し、コミューンを樹立しようとしたとき、マルクスが

注(40) 淡徳三郎、前掲書、94頁。

危惧の念を表明したのは、実にこの点であった。こうした状況の中で、2月25日、臨時政府の首相ティエールは、プロシヤとの講和条約に調印し、その翌日、すなわち2月26日、国民衛兵と多数の群集は、プロイセン軍に占領されると思われるシャンゼリゼー、ワグラム、パッスイに保管されている市民の献金でつくられ大砲400門を接収し、それをプロイセン軍にひきわたさないように、バスチーユその他の安全な場所に移そうとした。これにたいして、この行動を鎮圧するために派遣された軍隊も国民衛兵と連帯し、政府は苦境におちいった。プロイセン軍は、3月1日にパリ入城を行うことになっていたが、もしそうなれば衝突は避けられないこととなる。しかし20区中央委員会やインターナショナルの共同声明は、軽率妄動を戒め、挑撥行為に乗らないよう警告することによって、事なきをえた。かくしてプロイセン軍は、3月1日、パリに入城したが、わずか一角を占領したのみで、パリ市民の死の抵抗に遭って退いたし、政府は国民衛兵の武装解除をなしえなかったのである。一応パリの悲劇は避けられた。しかしながら、パリにたいする挑戦は、別のところからやってきた。

まず第1に、3月13日、戦時モラトリアム（支払停止令）は撤廃され、1870年8月13日から11月13日までに満期となった商業手形の支払いは、延期されて、7ヶ月後の同じ日に利子とともに支払うべきであるという法律が制定された。それゆえ、3月13日から3日間のうちに、1870年8月13日に満期となった手形の支払いをせねばならないことになった。これは、戦争によって全く活動していない商工業者にとっては大きな打撃であり、不渡手形を続出させることとなった。第2に、未納家賃にしても同様の措置がなされた。そして第3に、失業者の増大であった。国民衛兵の給与を削減すべく、失業者証明書をもつ者にのみ、1フラン50サンチームの日給を与えることとなったが、この政府の措置は、国民衛兵を憤激⁽⁴¹⁾させた。こうした事態は、ついに3月18日のパリ・コミューン政府の樹立宣言を結果すべき必然性を秘めていたのである。

3月13日、モンマルトルをはじめ数ヶ所の地点に政府の軍隊が派遣された。国民衛兵の不意を襲って、その保管してある大砲を政府の手に奪取しようとした。ところが政府軍の不手際のため、この大砲を運搬すべき馬と馬具とを用意するのを忘れ、牽引用の馬と車とをとりて手間どっている間に、夜が明けてきた。これを発見したパリの主婦たちは騒ぎ出し、国民衛兵にとりもどされ、民衆の力と説得の前に、国民衛兵と政府軍とが、合体する風景さえみられるに至った。ただこの間にきわめて不幸な事件がおこった。それは、モンマルトルの大砲奪取のとき、民衆に砲火を浴びせようとしたルコント将軍と、その日の午後、国民衛兵によって指揮官のなかに発見されたトーマ将軍の運命についてである。とくにトーマ将軍は、かねてから1848年の革命における残酷な人民弾圧の責任者として知られていたが、この2人が逮捕されたのを知った民衆は、国民衛兵の必死の制止にもかかわらず、この2人を射殺してしまった。この事件のなかに、政府は、パリ・コミューンを誹謗す

注(41) リサガレー、116~118頁、淡、99~101頁、ルフェーブル（下）313~319頁。

る絶好の材料を見出したのである。⁽⁴²⁾このようにして、一方においてパリをプロイセン軍から防衛するために、そして他方反動の支柱としてのティエール政府を打倒するために、中央委員会の手によって、パリの防衛作戦がとられ、正規兵と国民衛兵とは、3月18日、警視庁、内閣印刷局を占拠し、午後7時半頃市庁舎が包囲されるに至った。首相ティエールはすでにヴェルサイユに移り、その政府は外務省に逃げ込み、やがて敗残軍とともにパリを撤退してヴェルサイユに逃亡せざるをえなかった。ティエールは、ヴェルサイユにおいて陣容を建て直し、やがてパリの粉碎を企図したのであって、内乱を未然に防止しようとはしなかった。1848年2月革命の恐怖、革命的共産主義の恐怖こそが、ティエールをして、そのような残忍な意図に駆りたてたのではなかったろうか。それでは、パリ・コミューンは、果して革命的共産主義の政府であったろうか。

まず第1に指摘すべきことは、3月18日の蜂起は、まったく突然に起ったものであり、中央委員会は、未だ充分な準備もできないうちに、政権をひきうけさせられたことである。つぎに、ヴェルサイユに避難逃亡した政府とどのように折衝すべきか、革命的な地方自治政府としてのパリは、独仏関係の複雑な状況のなかでどのように処すべきかという重大な問題が論じられながら、意見の統一をみることができず、コミューン成立後の見通しについても、きわめて楽観的な態度に終始した。すなわち、徹底的にヴェルサイユ軍を追撃し、ティエール政府を追いつめこれを崩壊させることによって、コミューンの運動を、フランス全土におしひろげるか——もちろんこれには、プロイセンとの決定的対立を不可避とすることはいうまでもないが——それが不可能ならば、パリ銀行をはじめ、政府諸機関や有産階級の財産を接収することにより、これらを妥協の有利な条件として利用するか、いずれかの方向が、可能な方法としてあり得た。しかしコミューンは、あまりにも強烈な大衆の自然発生性につき上げられて、充分にその目的と使命とを自覚することができず、あらたな全国的総選挙の組織という積極的な問題提起にたいして、パリのみを守るという守勢論が勝利を収めたことは重要である。国民衛兵によるパリの防衛、そして市議会の選挙の準備の問題のみに追われ、それとならんで全国的視野に立ってパリの役割を正しく認識することができなかった。

そのもっとも大きな証拠として、中央委員会は、つねに、自己の合法的権力であるかどうかについて、最大の関心をもっていたからである。まず問題は、中央委員会と国民議会との関係において、3月19日に開かれた中央委員会は、はげしい議論をおこなった。⁽⁴³⁾自治体の政府としてのコミューンは、国民衛兵に参加している30万人の無収入者に、毎日、1人1フラン50サンチームを支給するために、フランス銀行からの100万フランの借入れという国家的業務を遂行しながら、しかもその意味を理解せず、またそれを望まなかったのであって、みづから国家の廃止の方向へ進みながらそのことを自覚せず、のちにレーニンによって批判されたのである。⁽⁴⁴⁾しかしともかく、3月18日のパ

注(42) ルフェーブル（下）第2章、330頁に詳しい叙述がある。

(43) ルフェーブル（下）、424頁。

(44) レーニン「国家と革命」（岩波文庫）第二章を参照。

リ・コミューンの出現以来、革命的な権力として成立しなければならなかった。3月26日、市議会選挙が行われ、287,000人が投票し、28日には市庁舎広場において盛大なコミューンの成立宣言を行うための人民集会が開かれた。200,000人の人々が集まり、パリ・コミューンが宣言された。かくして歴史上はじめて、「人民の政府」ともいべきものが出現したのである。それでは、コミューンは、それによって、具体的に何を實現しようとしたのであろうか。3月24日から28日までの中央委員会の声明は、つぎのような綱領を提示している。

- (1) 唯一の可能にして不可分の共和制の維持。⁽⁴⁵⁾
- (2) パリの自治権。
- (3) 警視庁の廃止。
- (4) 常備軍の廃止、国民衛兵をパリにおける唯一の責任者とする。
- (5) 国民衛兵のすべての将校を選挙する権利。

ここには、たんにパリ市のみ限定される問題と、国家的要請とが並存しているところに大きな問題がある。これはまたパリ・コミューンの運動の中核としての中央委員会そのものが、一種の連合人民戦線であることの反映であった。⁽⁴⁶⁾ 一般に、コミューンは、パリ・コミューンというその名の示す如く、パリ市政の枠以上に出ることを欲しなかった。しかしそれにもかかわらず、中央委員会、国民議会を無視して、コミューンの議員選挙の実施にふみきったとき、それはすでに、それ自体、国民議会にとって代ることの決意の表明でなければならなかった。しかし、コミューンは、このことのもつ重大な意義を理解していなかった。リヨンやマルセイユ、トゥールーズ、ナルボンヌ、サン・エティエンヌなどの地方都市におけるコミューンの失敗も、中央委員会を消極的なものとしたかもしれない。⁽⁴⁷⁾むしろコミューンは、これらの状況を巧みに利用して、全国的な蜂起の状況をつくり出すことができたかもしれない。しかしコミューンは、その歴史的未経験と目的意識の欠如およびその使命にたいする認識の浅かったため、そのような行動に出ることができなかった。

パリ・コミューンの歴史的意義とは一体何であらうか。レーンは、その「国家と革命」のなかで、マルクスおよびエンゲルスの規定の上に立ちつつ、国家の消滅の過渡的形態（国家から非国家への移行）を象徴したのとしてとらえ、「コミューンは、プロレタリア革命によって『ついに発見された』、労働の経済的解放を達成するための形態である。コミューンは、ブルジョア国家機構を粉碎

注(45) ルフェーブルでは、「不可分」となっているが、淡は「不可欠」としている。「不可分」が正しいのではなからうか。
 (46) ルフェーブルは、コミューン議員の定員を90名としているが、淡は85名としている。ルフェーブル（下）529頁、淡137頁。ルフェーブルはその人物を分析しつつ人数を確定している。
 (47) 地方のコミューンの状況については、リサガレー（上）、181頁以下に詳しい。

しようとするプロレタリア革命の最初の試みであり、粉碎されたものによってかわりうる、またとってかわらなければならない、『ついに発見された』政治形態である』とのべている。⁽⁴⁸⁾ たしかにパリ・コミューンが、資本主義から社会主義への過渡的段階における国家の問題について、多くの教訓をあたえるものであることはいうまでもない。⁽⁴⁹⁾ しかし問題はこれにとどまらず、その後のマルクス主義の発展において、理論的にも実践的にも深刻な影響を与えたのであって、最後にこの点について考察することにしよう。

マルクスの「フランス＝プロシヤ戦争についての第一宣言および第二宣言」とこれにつづく「フランスの内乱」を読んだ者ならば、マルクスが、パリの労働者の革命的蜂起にたいして、それがまさに勃発しようとする段階において深刻な危惧を表明し、自重を訴えたのであったが、それがひとたび行われるや敢然としてこれを支持したという事実に興味が湧くであろう。

「したがってフランス労働者階級の運動は、きわめて困難な状況のもとにある。敵がほとんどパリの城門をたたこうとしている現在の危機に、新政府をたおそうところみは、すべて絶望的なおろかなことであるだろう。フランス労働者は、市民としての彼らの義務をはたさなければならない。しかし同時に、彼らは、フランス農民が第一帝制の国民的追憶によってまどわされたように、1792年の国民的追憶によってあやつられることがあってはならない。彼らは過去をくりかえすべきではなく、未来を建設すべきである。彼ら自身の階級を組織するという仕事のために、共和制がもつ諸便宜を、冷静に、また断乎として利用せよ！それは彼らに、フランスの再生と、われわれの共同の事業——労働の解放——のための、あらたなヘラクレスの力をあたえるであろう。彼らの精力と賢明さのうえにこそ、共和国の運命がかかっているのだ。」⁽⁵⁰⁾

ここには、パリの労働者の蜂起は、客観状況からして成功の望みが少ないこと、そればかりか、思わざる結果としてではあれ、折角樹立された共和制そのものを台なしにするという危惧があった。しかし、コミューン敗北後の5月30日、第1インターナショナルの総務委員会の署名のある歴史的な文書「フランスの内乱」には、つぎのように記されている。

「コミューンは、このようにしてフランス社会のあらゆる健全分子の真の代表者であり、したがって真に国民的な政府であった。」
 そしてその末尾でつぎのように結んでいる。

「労働者のパリは、そのコミューンとともに、新社会の光栄ある先駆者として、永久にたたえられるであろう。これに身をささげた人々は、労働者階級の偉大な心のうちにまつられている。これをほろぼしたものどもを、すでに歴史はあの永遠のさらし台に釘づけにしたのだ。彼らの僧

注(48) レーニン「国家と革命」82頁。
 (49) この意義については、羽仁五郎「都市の論理——歴史的條件＝現代の闘争」1968年、勁草書房、第2部現代の闘争、序、「今日の都市問題」の分析は鋭利である。
 (50) 「フランス＝プロシヤ戦争についての第二宣言」、マルクス・エンゲルス選集、第11巻、大月書店、284頁。

侶どもがどんなにのったところで、彼らをすくうことはできないであろう。」⁽⁵¹⁾
 わずか数ヶ月の間に、マルクスは、パリ・コミューンにたいする評価を、なぜこのように変えたのであろうか。われわれにとって、ひとつの解きがい謎のようでもある。しかしそれにしてもたんなる共感や心境の変化ではないように思われる。それではこのようなマルクスの行動を支えたものは一体何であらうか。

思うに、マルクスが、パリの労働者の蜂起にたいし否定的な態度をとった理由のひとつは、フランス労働運動に根強いブルドン主義にたいする批判があったことが考えられる。何故ならば、当時、第1インターナショナルの総務委員会において、ブルドン主義に徹底的に対決し、根底的にこれを批判したことはよく知られている。その理由は、ブルドン主義の理論的な誤謬、すなわち、ストライキにたいする否定的な姿勢と協同組合主義の偏重あるいはポーランド問題にたいする無理解などによって、国際労働運動の障害となることによるのであった。そこで、インターナショナルの指導下にあった人々もいたとはいえブルドン主義者の根強い影響の下に、蜂起がなされるとすれば、それはあたかも重大な挑発行為のようにみえたとしても、決して不自然ではない。しかしパリ・コミューンという歴史的事実、マルクスの認識を変えた。パリの革命的労働者もつ自然発生性のすばらしい発現は、ブルドン主義者よりも、ブランキスト、インターナショナル派、急進的共和派をまきこんで、統一的連合戦線を結成させることとなったのである。おそらくマルクスは、コミューンの勃発に際して、パリ・コミューンが、フランス革命の思想と伝統のなかで生まれたものであり、唯一フランスのみが体験しうるプロレタリア革命の形態とは考えなかったであらうか。コミューン政府樹立のニュースをきいて、おそらくマルクスは、社会主義革命のあり方は、その国のさまざまな特殊な事情によってかなりの影響を受け、プロレタリア革命のパターンが、いついかなるところで一様のものであるとするような考え方には批判的になったのではなかったらうか。この点について、たとえばレーニンはずぎのよりのべている。

「マルクスがその必要があると考えて『共産党宣言』にくわえた唯一の『修正』は、パリ・コミューン戦士の革命的経験にもとづいてなされたものである。

その両著者が署名している『共産党宣言』のドイツ語新版への最後の序言は、1872年6月24日付になっている。この序言のなかで、著者であるカール・マルクスとフリードリッヒ・エンゲルスは、『共産党宣言』の綱領は、『今日ではところどころ時代おくれになっている』と語っている。

彼らはこうつづけている。……とくにコミューンは『労働者階級は、でき合いの国家機構をそのまま手にいれて、それを自分自身の目的のために動かすことはできない』ことを証明した。⁽⁵²⁾ここではあくまで国家論の問題に限定されているが、プロレタリア革命のパターンの面でも、パリ・コミューンはマルクスに多様性を認めることの重大な意味をさとらせたのではなからうか。エ

注(51) マルクス「フランスの内乱」306頁。

(52) レーニン、前掲書、56頁。

ンゲルスが「プロレタリアの独裁」を、パリ・コミューンの中にみたのも、このような多様な革命の径路の認識のなかにおいてえられた思想であつたらう。

1872年のハーグ大会につづくアムステルダムでの大衆集会での、きわめて暗示的な演説の一節は、マルクス、エンゲルスのパリ・コミューンの歴史的経験を媒介にしてはじめて理解することができる。

「新しい労働組織をうちたてるためには、いつか労働者は新しい政治権力を獲得しなければならぬ。彼らは旧制度のささえとなっている旧政治体制を転覆しなければならぬ。もしこれをやりそこなったら、旧体制の転覆をおろそかにし、そのために現世で彼らの王国をいまだにもつことのできぬ初期キリスト教徒のような運命をしのぶことになる。もちろん、私がこういったからといって、この目標に達する手段が、どこでも同じだ、というふうにはほめかすものととられてはならない。それぞれの国の制度や習慣や伝統にたいして、特別な考慮が払われなければならないことを、われわれは知っている。合衆国やイギリスのように、労働者が平和的手段によってその目的を達する望みのある国が存在することを、われわれは否定していない。もし私が思いちがえていないとすればオランダも同じ部類に属する、が、たといそうであるにしても、たいいで大陸諸国では、強力(暴力)が革命の挺子とならなければならぬだろう、ということ認識しなければならぬ。もし究極において、労働の支配がうちたえられるはずだとすれば、労働者がやがて訴えるべきものは、まさに強力(暴力)である。⁽⁵³⁾

この一節には、パリ・コミューンの歴史的経験とそれが将来の運動に果すべき重要な視点が、教訓的に物語られているのではなからうか。ここでわれわれは、パリ・コミューンが、マルクス主義の形成史において演じた役割を考慮にいれなければならぬ。

「マルクス主義の3つの源泉」のうちの「一般にフランスの革命的諸学説と結びついたフランス社会主義⁽⁵⁴⁾」は、レーニンもいうように、たしかに初期マルクス思想へのバブーフやブオナロッチイらの革命的共産主義者の貢献として理解されよう。しかしわれわれは、いま、パリ・コミューンの歴史的経験を顧みるとき、フランス社会主義のマルクス主義形成における役割について、パリ・コミューンの意義を見失ってはならないだろう。マルクス主義形成史におけるフランス社会主義の問題は、このような視点から、改めて研究しなおされるべきではないだろうか。

今日、われわれは、新しい時代に入りつつあるようにみえる。地方自治体と国家権力との関係において、「静かなコミューン」が進行しつつある。しかし結局は、国家権力とどのように対決するのかが問題となろう。自治体のコミューン運動をつみ重ねていけば、革命は達成されるか。コミューンが、いつかは、権力との対決に全力をつくす時期がくることは、パリ・コミューンの経験から

注(53) 選集、第11巻339頁。

(54) レーニン「カール・マルクス」レーニン全集(大月版)第21巻37頁。

明らかであろう。その対決の仕方がどのような形をとるか、変革の様式がどのようなものになるかは、それぞれの国の条件によって規定されるであろう。

—1971. 4. 22—

「政治的正義」の成立過程

白井厚

1. はじめに

ウィリアム・ゴドウィンといえば、その主著は言うまでもなく近代アナキズムを確立した「政治的正義」だが、その他にも実に50冊以上の著作がある。すなわち、「人口論」などの経済学、「イギリス共和制の歴史」などの歴史学、「研究者」、「人間考」などの社会評論、「ロッキンガム党擁護」、「グレンヴィル・ピット法考」などの政治評論、「セミナリ説明書」などの教育論、ピット、ウルストンクラフト、ミルトンなどの伝記、「ケイレブ・ウィリアムズ」、「聖リオン」などの小説、「アントニオ」などの戯曲、あるいは子供向けの歴史や文法書までも書いた。さらにまた、彼の活動も多方面にわたるので、彼が人類の歴史に貢献した分野は、次のように極めて多様なものと言えよう。

アナキズム史——近代アナキズム思想の体系を樹立した思想家として。

社会主義・共産主義思想史——私有財産、資本主義を批判、徹底した共産主義財産論を展開し、リカード派社会主義者やロバート・オウエンたちに大きな影響を与えた思想家として。

経済学史——マルサスに「人口の原理」執筆の契機を与え、また彼との人口論争を行った当事者として。

政治思想史——「イギリスにおけるフランス革命」期の急進主義的政治論の極限を代表する思想家として。また現代に至るイギリス政治思想への影響者として。

労働運動史——ロンドン通信協会や初期労働運動への影響者として。

女性解放思想史——結婚制度の否定者、女性解放思想の先駆者メアリ・ウルストンクラフトの理解者、夫、そして新しい結婚形式の実践者として。

イギリス革命史——ピューリタン革命を重視し、ウィッグの革命観への転換を行った歴史家として。

文学史——ロマン派詩人たちに哲学を与え、特にシェリに圧倒的な影響を与え、彼の義父となった人として。またフランス革命期の思想小説の代表者、アメリカ文学の源流として。ラムの「シェイクスピア物語」などの出版者として。

教育思想史——ルソーを越えた近代的教育思想の最初の主張者として。

こうした多方面の著作活動については、現在それぞれの分野で研究が進み、再評価されつつあるが、多くの著作の中でも特に著名でかつ重要なものと言え、比較的初期に書かれたにもかかわらず、やはり「政治的正義」に先ず指を屈しなければならない。それは、政治・道徳・法律・宗教・歴史・経済・人口・財産論など広汎な領域に及ぶゴドウィンの思想を体系的に提示しており、ゴドウィンの思想は以後も変化発展するとは言え、その根本思想、原点を構築する内容においても、またその強烈な影響力によっても、まさしく主著たるの面目を失わないものである。

「政治的正義」は、しばしば不当に無視されてきたにもかかわらず、「イギリスにおいて、1793年にゴドウィンが登場し、あの真に注目すべき著作「政治的正義」を公刊した。ゴドウィンは、この書物によって、政府のない社会主義の、すなわちアナキズムの最初の理論家となった。」というクロボトキンの規定、「総じて言えば、ゴドウィンは近代における科学的社会主義者中の最初の人と見られるべき人であって、彼の学説

注(1) P. Kropotkine, *La Science Moderne et l'Anarchie*, 1913. 「世界の名著・ブルードン、バクーニン、クロボトキン」所収、勝田吉太郎訳、453ページ。